

シャープ健康保険組合 組合会議員選挙執行規程

(趣 旨)

第1条 組合会議員の選挙に関しては、法令及び規約に規程するものの外この規則の定めるところによる。

(選挙人名簿の様式)

第2条 選挙人名簿は、別記第1号様式に準じて調製しなければならない。

(選挙人名簿の送付)

第3条 理事は、投票の期日の前日までに、選挙人名簿を選挙長又は投票管理者に送付しなければならない。

(立候補の届出等)

第4条 議員候補者の立候補届出は、別記第2号様式に準じて作成しなければならない。

2 議員候補者の立候補辞退届出は、別記第3号様式に準じて作成しなければならない。

3 前2項の届出を受理したときは、選挙長は、これを理事に通知し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(投票用紙の様式)

第5条 投票用紙（及び郵便をもって投票に用うる投票用封筒）は、別記第4号様式に準じて調製しなければならない。

(入場券)

第6条 選挙長は、選挙際必要があると認めるときは、選挙人に対し予め入場券を交付することができる。

(無投票通知)

第7条 規約第9条の規定によって投票を行わないときは、選挙長は直ちにその旨を理事に通知しなければならない。

(選挙事務関係者の立候補制限)

第8条 議員候補者を次の各号に選任してはならない。

- 1 選挙長
- 2 選挙立会人

3 投票管理者

4 投票立会人

(選挙立会人等の補充)

第9条 選挙立会人又は投票立会人で参会する者が選挙会場又は投票所を開くべき時刻になって2人に達しない時、又その後2人に達しなくなったときは、選挙長又は投票管理者は、選挙人名簿に登録された者の中から2人に達するまでの選挙立会人又は投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙又は投票に立ちかわしめなければならない。

(投票記載の場所の設備)

第10条 理事は、選挙会場又は投票所において選挙人が投票を記載する場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることのないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第11条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、且つその上部のふたに各々異なった2以上の錠を設けなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第12条 選挙長又は投票管理者は選挙人が投票する前に、選挙会場又は投票所にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付)

第13条 選挙長又は投票管理者は、選挙立会人又は投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。

(投票用紙の引換)

第14条 選挙人は誤って投票用紙を汚損した場合においては、選挙長又は投票管理者に対して、その引換を請求することができる。

(投票用紙の投入)

第15条 投票用紙は、選挙長及び選挙立会人又は投票管理者及び投票立会人の面前において、選挙人が自ら投票箱に入れなければならない。

(選挙人の宣言)

第16条 選挙長又は投票管理者は選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人であることを宣言させなければならない。

(退出せしめられた者の投票)

第17条 第18条の規定により選挙会場又は投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票することができる。但し、選挙長又は投票管理者は選挙会場又は投票所の秩序をみだす虞れがないと認める場合においては、投票させることを妨げない。

(選挙会場又は投票所の秩序保持)

第18条 選挙会場又は投票所において演説討論をし、若しくはけん騒に涉り、又は投票に関し協議し、若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、選挙長又は投票管理者はこれを制止し、命に従わないときは選挙会場又は投票所外に退出せしめることができる。

(投票前に選挙会場等を退出するときの投票用紙の返還)

第19条 投票をする前に自ら選挙会場又は投票所外に退出し、又は前条の規定によって退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を選挙長又は投票管理者に返付しなければならない。

(投票箱を閉鎖する場合の措置)

第20条 規約第18条の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合においては、選挙長又は投票管理者は投票箱のふたを閉じかぎをかけた上、1つのかぎは選挙長又は投票管理者が保管し、他のかぎは選挙立会人又は投票立会人が保管しなければならない。

(投票箱の持出しの禁止)

第21条 投票箱はふたを閉じた後は、選挙長に送致する場合の外、投票所の外に持ち出してはならない。

(投票の場所に入出入し得る者)

第22条 選挙人、選挙の事務に従事するもの、選挙会場又は投票所を監視する職権を有するものでなければ、選挙会場又は投票所に入ることができない。

(投票の点検)

第23条 選挙長は選挙立会人の立会の上、投票箱を開き投票の総数を計算して投票した選挙人の総数と比較しなければならない。

2 選挙長は投票を点検する場合においては、選挙立会人とともに同一の議員候補者の得票数を計算しなければならない。

(得票数の朗読)

第24条 選挙長は前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。

(点検済の投票等の送付)

第25条 選挙長は、点検済の投票の有効、無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、選挙立会人とともに封印し、これを投票録及び選挙録並びに選挙人に関する書類とともに理事に送付しなければならない。

(選挙会の参観)

第26条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。但し、開票開始前はこの限りでない。

(投票録及び選挙録の様式)

第27条 投票録及び選挙録はそれぞれ別記様式第5号及び第6号に準じて調製しなければならない。

付 則 この規程は、公示の日から施行する。

付 則 この改正規程は、次期総選挙の日（平成18年8月30日）から施行する。

付 則 第27条の改正は、平成22年7月1日から施行する。

別記第一号様式 (選挙人名簿様式)

年 月 日 執行		何健康保険組合 議員選挙	
何選挙区 (何投票区) 選挙人名簿			
証の記番号	選挙人氏名	生年月日	性別

別記第二号様式 (組合会議員候補者届出)

年 月 日 執行		何健康保険組合 議員何選挙区 議員候補者用	
候補者	(氏名)	性別	男女
所属事業所	職場の地位 (職階)		
被保険者資格取得年月日	年月日	被保険者証記番号	
生年月日	年 月 日 生	満 歳	
現住所			

右の通り別紙推せん届けを添えて立候補の届出をします

年 月 日

何健康保険組合選挙長 (氏名) 殿

(氏 名) (印)

何健康保険組合選挙長(氏名)殿 (氏名)印

右の通り辞退届出をします

候 補 者 (氏名)	所属事業所
立候補届出年月日	年 月 日
事由	

年 月 日執行 何健康保険組合組合会議員何選挙区議員候補者 辞退届

何健康保険組合選挙長(氏名)殿

右の者を組合会議員候補者として推せんします

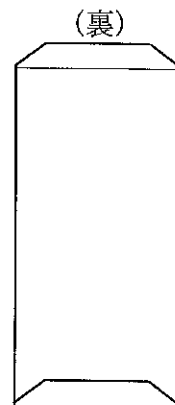
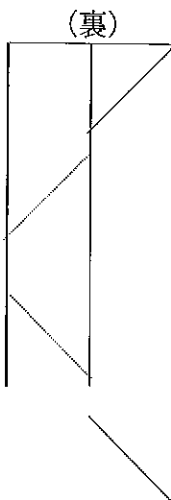
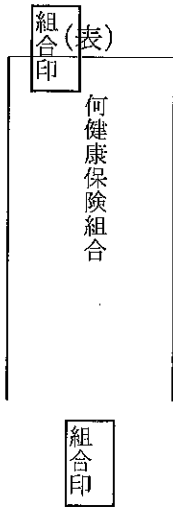
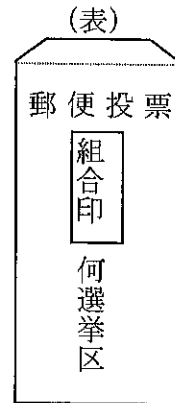
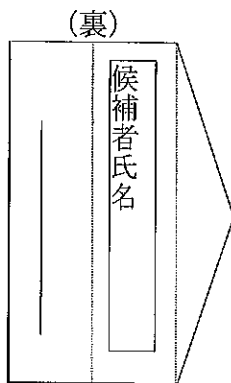
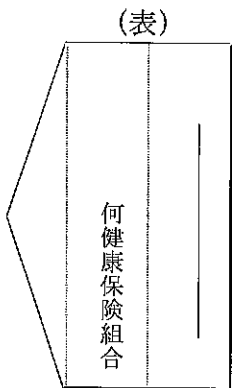
推せん届出者 (氏名)	所属事業所
" "	" "

年 月 日執行 何健康保険組合組合会議員何選挙区議員候補者 推せん届

別

別

別



別記第六号様式 (投票録様式)

年 月 日 執行 何健康保険組合組合会議員選挙投票録 何投票所
(選挙会場投票所)

1. 投票所設置場所				
2. 投票立会人	所属事業所	氏 名	選任年月日	参会時刻又は 欠席の事実
3. 投票所開閉時刻	開始 時 分 閉鎖 時 分			
4. 投票の状況	選挙人名簿登載者	投票者 人		投票率
	人			%
5. 投票所で投票拒否 と決定したもの	氏 名	所属事業所	事 由	
6. 投票事務従事者	氏 名	所属事業所	職場の地位 (職階)	

年 月 日 調製

この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者 氏 名 印

投票立会人 //

// //

別記第七号様式（投票選挙選挙録様式）

年 月 日執行	何健康保険組合組合会議員選挙選挙録	何選挙区			
1. 選挙会場設置場所					
2. 選挙立会人	所属事業所	氏 名	選任年月日	参会時刻又は欠席の事実	
3. 選挙会場開閉時刻	選挙会場開閉時刻	開始 時 分	閉鎖 時 分		
	投票事務開閉時刻	開始 時 分	閉鎖 時 分		
	選挙会事務開閉時刻	開始 時 分	閉鎖 時 分		
4. 投票の状況	選挙人名簿登録者	(イ)投票所に来て自ら投票した者 人		投票率	
	人	(ロ)郵便で投票し受理された者 人		%	
(1)投票事務閉鎖の時刻までに到着した郵便投票	総数 票 内	選挙長が受理と決定したもの 選挙長が不受理と決定したもの		票 票	
(2)選挙会場で投票拒否と決定した者	氏 名	所属事業所	事由		
5. 選挙の結果					
(1)投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票	投票総数に対する有効投票率	
	票	票	票	%	
(2)選挙執行規則第43条の無効投票の内訳	第1号該当の票	第2号該当の票	第3号該当の票	第4号該当の票	第5号該当の票
	票	票	票	票	票
	第6号該当の票	第7号該当の票	第8号該当の票	第9号該当の票	備考
	票	票	票	票	
(3)互選議員定数及び規約第13条の得票数	互選議員定数 人 得票数 票				
(4)候補者の得票数	氏名	立候補届出年月日	得票数	当選者となる資格の有無(事由)	
(5)当選又は再選挙の決定	(イ)当選と決定	当選人氏名	所属事業所		
	(ロ)再選挙と決定	当選人が議員定数に充たない事由			
6. 選挙会事務従事者	氏 名	所属事業所	職場の地位(職階)		
年 月 日 調製					
この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。					
選挙長		氏名	印		
選挙立会人		"			
"		"			